

第2次加西市産業振興計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告する。

令和3年4月28日
加西市告示第91号

加西市長 西村 和平

1 業務概要

- (1) 業務名 第2次加西市産業振興計画策定業務
- (2) 業務内容 第2次加西市産業振興計画策定業務実施要領のとおり

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 契約締結日までに加西市の「入札参加者業者名簿」に登載されている者もしくは、登録される見込みであること。また、他の自治体で同種または類似業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 提案書を提出する日以降に加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 加西市暴力団排除条例（令和24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 本業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

3 手続き等

(1) 事務局

加西市地域振興部産業振興課（本庁舎4階南側）
〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地
電話 0790-42-8740（直通） FAX 0790-43-1802
メール sangyo@city.kasai.lg.jp

(2) 実施要領等の公表

公告日から「第2次加西市産業振興計画策定業務プロポーザル実施要領」等を加西市ホームページで公表する。

(3) 参加表明書・企画提案書等の受付

- ① 受付期限 参加表明書 2021年5月14日（金）
参加申請書 2021年6月4日（金）
- ② 提出場所 事務局

③ 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとする。
- ・郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。

4 その他

- (1) その他詳細は、「第2次加西市産業振興計画策定業務プロポーザル実施要領」のとおり。
- (2) 本プロポーザルに係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (5) 採用された企画提案について、協議の上、変更する場合がある。
- (6) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- (8) 当該事業の契約が成立するまでの間において、優先交渉事業者が「第2次加西市産業振興計画策定業務プロポーザル実施要領」の参加者に要求される資格を満たさなくなった場合は、当該優先交渉事業者と契約を締結しない。